令和5年度 箕面市市有地(旧松寿荘)売り払いに伴う 一般競争入札実施要領

箕面市 令和5年10月

目次

																														ページ	;
1		入	札に	付	す	る	事	項				•		•	•	•					•	•					•	•		3	
2		入	札参	加	資	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•		•			•	•	•	3	
3		契	約条	件	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	4	
4		ス	ケジ	ュ	—.	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	7	
5		入	札物	件	の :	現	地	見	学	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	8	
6		質	疑受	付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	8	
7		入	札保	証:	金	の	納	付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	8	
8		入	札の	参.	加	申	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	9	
9		入	札方	法	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•					•	•		•	•		•	•	•	1 0	
1	0		開札		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•		•	•	•	•	1 1	
1	1		入札			_		_	_																					1 2	
1	2		契約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•		•	•		•	•	•	1 3	
1	3		売買	代	金	の	納	付	及	び	所	有	権	の:	移	転	等				•	•		•	•		•	•	•	1 4	
1	4		その	他	留:	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•							•	•		•	•	•	1 4	
1	5		売却	物	件	詳	細																							1 6	

1 入札に付する事項

(1) 件名 箕面市市有地(旧松寿荘)売り払いに伴う一般競争入札

(2) 内容 箕面市稲6丁目681番52 (旧松寿荘敷地) の売却

(3) 対象地 箕面市稲6丁目681番52(地番)

地目:宅地

面積:7659.25㎡(公募・実測)

(土地に附随する建物)

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

延床面積 3213.87㎡

※詳細は、「15 売却物件詳細」のとおり

- (4)契約種類 土地売買契約(既存建築物等除却条件付き)
- (5) 最低入札価格 <u>金1,125,200,000円</u>
- (6) 入札保証金 金56, 260, 000円
- (7)入札参加申込書受付期間

令和5年12月25日(月)~令和5年12月27日(水) 受付時間 午前9時~午後5時(ただし、最終日は午前9時~正午)

(8)入札書提出期間

令和6年1月9日(火)~令和6年1月10日(水) 受付時間 午前9時~午後5時(ただし、最終日は午前9時~正午)

(9) 開札及び落札者の決定日時及び場所

日時:令和6年1月10日(水)午後2時

場所:箕面市役所 別館6階 入札室

2 入札参加資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する下記の 者は、入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者。(法定代理人の同意を得ている未成年者、被保佐人、被補助人は参加していただけます。)
- (2) 破産者手続開始の決定を受け、復権を得ていない者。
- (3)次のいずれかに該当すると認められる者(その事実があった後3年を経過した者を除く。)またはその者を代理人、支配人、その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者。
- ① 箕面市との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にした者、または 物件の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者。
- ② 箕面市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害した者、もしくは不正な利益を得るために連合した

者。

- ③ 落札者が箕面市と契約を締結すること、または箕面市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 正当な理由なく箕面市との契約を履行しなかった者。
- ⑤ 前記①から④のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を箕面市との契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号から第4号に該当する者。
- プ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に該当する者。
- ⑧ 箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外に該当する者。

3 契約条件について

- (1) 本契約は、箕面市議会による議決を効力発生条件とする停止条件付き契約です。
 - ・本契約の効力は、対象地の財産処分に関する議案が原案どおり可決されたときに 発生します。否決された場合または修正のうえ可決された場合には、契約が無効 となったり、契約内容に変更を加えることがありますが、その場合でも買受人は 箕面市に対して一切の損害賠償請求をすることはできません。なお、本件にかか る市議会への議案提案は、令和6年第1回定例会を予定しています。
- (2) 本契約には、下記条件が付されます。
 - ①土地利用条件に関すること
 - ・買受人は、対象地の引き渡しを受けた日から2年以内に既存建築物及び既存工作物(以下「既存建築物等」という。)の除却を完了しなければなりません。 現況のまま利用することはできません。(最低入札価格は、買受人の費用負担による既存建築物等の除却費を含んで算定されています。)
 - ・対象地は、<u>戸建て住宅(兼用住宅可)の敷地に供する</u>ものとし、その他の用途に供することはできません。
 - ・良好な相隣関係を築くため、建築行為のトラブルがないように関係法令等を遵 守してください。
 - ・買受人は、土地利用するまでの間、周辺住民等の迷惑とならないよう対象地の 敷地及び既存建築物等を適正に維持管理してください。
 - ・買受人、買受人の関係人、ならびに買受人から対象地の譲渡を受けた者(以下「買受人等」という。)は、対象地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

- ・買受人等は、対象地を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号)第5条に定める観察処分を受けた団体もしくは それらの構成員あるいは関係者が、その活動のために使用することはできませ ん。
- ・買受人等は、対象地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業を目的とした店舗等や、騒音等の公害発生施設等、周囲へ不快感を与える施設等(以下「嫌悪施設」という。)の用途(道路等公共施設は除く。)に使用することはできません。

②所有権移転に関すること

・買受人及び買受人から対象地の譲渡を受けた者は、対象地を第三者に所有権移転もしくは権利設定(抵当権を除く。)する場合には、上記「①土地利用条件に関すること」の条件を書面により権利の移転先に継承させるものとし、当該移転先に当該条件を遵守させるものとします。

③PCB 廃棄物及びアスベストに関すること

【PCB 廃棄物について】

- ・建物内に残存する低濃度 PCB 廃棄物(変圧器 1基)については、対象地の引渡しまでに箕面市が対象地敷地外へ移動します。
- ・その他の変圧器、コンデンサについては調査を行い、PCB 濃度が基準値以下であることを確認しています。
- ・蛍光灯器具の安定器についてはサンプリング調査を実施し、PCB 含有の可能性があることが報告されています。建物除却に際しては、買受人は PCB 含有の可能性がある蛍光灯器具の安定器について、買受人の費用負担により全数調査を実施し、調査結果を箕面市に報告してください。(最低入札価格は、買受人の費用負担による PCB 含有調査費を含んで算定されています。)
- ・対象地の引き渡し時には、対象地及び既存建物にポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB 特措法」という。)に規定す る廃棄物の規制等の対象となる PCB 廃棄物がないことを前提としています。万 一、買受人による PCB 含有調査により、PCB 特措法の規制対象廃棄物が発見さ れたときは、箕面市が PCB 特措法の規定に基づき処理を行います。

【アスベストについて】

- ・建物内代表地点について定性分析調査を行った結果、アスベストが検出されています。
- ・建物除却の際、買受人は、アスベスト除却処分について、法令に則った処理を 行って下さい。(最低入札価格は、買受人の費用負担によるアスベスト調査及

び処分費用を含んで算定されています。)

④違約金に関すること

・前記①②③の条件に違反したときは売買代金の3割を、違約金として箕面市に 支払っていただきます。

⑤土地の買い戻しに関すること

- ・前記①③の条件に違反したときは、前記④違約金の支払いに加えて、箕面市が 土地の買い戻しをすることができるものとします。
- ・買戻特約の期間は10年間とし、箕面市から買受人への所有権移転登記と同時 に買戻特約の登記を行います。
- ・箕面市が買い戻しを行った場合、買受人等は、売買契約に要した費用及び対象 地に投じた有益費、その他買受人等に生じた一切の損害、並びに買受人等が第 三者に与えた一切の損害等について、箕面市に請求することはできません。

【買戻し特約の解除・抹消要件について】

買戻特約は、以下の要件のいずれかを満たした場合に解除または抹消申請をすることができます。

- ・契約条件を満たし、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による開発 許可を受け、同法第36条第2項の規定による検査済証が発行された場合
- ・買戻特約の登記後、民法第580条第1項に基づき契約書に定めた買戻し期間(10年間)を経過した場合

4 スケジュール

【一般競争入札実施要領等配布期間】

令和5年10月31日(火)~ 令和5年11月17日(金)まで

◇箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 本館2階 214番窓口(以下「地域活性化室」という。)及び入札ホームページ(市ホームページ内で「令和5年度 市 有地入札」と検索してください。)上にて配布いたします。

【質疑受付】 令和5年11月6日(月)~ 令和5年11月24日(金) 受付時間 午前9時~午後5時まで(※<u>最終日は正午まで</u>)

【現地見学会】 令和5年11月14日(火)10時~正午まで 令和5年11月15日(水)10時~正午まで

【入札参加申込書の受付】

令和5年12月25日(月) ~令和5年12月27日(水) 受付時間 午前9時~午後5時まで(※最終日は正午まで)

【入札保証金の納付期限日】

令和5年12月28日(木)

【入札書の提出受付】

令和6年1月9日(火)~ 令和6年1月10日(水)

受付時間 午前9時~午後5時まで(※最終日は正午まで)

【開札及び落札者の決定】

令和6年1月10日(水)午後2時

開札場所:箕面市役所 別館6階 入札室

令和6年1月15日(月)~ 令和6年1月17日(水)

箕面市議会における議決(原案可決) ⇒ 売買契約効力発生

売買代金の残額の納付・所有権の移転登記手続き 箕面市議会議決日の翌日から起算し、30日以内

5 入札物件の現地見学について

日程:「4 スケジュール」 のとおり

- ・現地見学の希望者は、前日までに電話またはFAX(任意様式)により、地域活性化 室まで、参加のご連絡(電話072-724-6741、FAX072-722-7655)をお願いいたします。見学時間内であっても、事前連絡者の参加が終了した 時点で見学会を終了いたします。
- ・見学会への参加は入札参加条件ではありませんが、現況を十分にご理解いただくた め、可能な限りご参加ください。
- ※現地敷地内に駐車スペースがあります。駐車スペースを利用される方は、見学会への 参加連絡の際に駐車台数をお知らせ下さい。

6 質疑受付

質疑は、当入札ホームページ内の様式関係にある質疑書(指定様式)に必要事項を記入し、メールにて下記送付先まで送付してください。(郵送、電話、FAX、窓口等による受付は一切いたしません。)

なお、メール送信後に受信確認のため、地域活性化室までご連絡(電話072-724-6741)をお願いいたします。

(1) 質疑書の提出受付日時

「4 スケジュール」のとおり

※最終日は正午必着。期間外等の受付は一切いたしません。

(2)メール送付先

地域活性化室: kasseika@maple.city.minoh.lg.jp

なお、メールの件名は「令和5年度箕面市有地売り払いに伴う一般競争入札についての質疑」としてください。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、当入札ホームページ上で随時公表いたします。なお、回答終 了時には「質疑回答の掲載終了」と記載いたします。

質疑に対しては、個別に回答いたしません。回答は、当入札ホームページでご確認 ください。なお、回答にあたっては質疑者の名称を記載いたしません。

※質疑回答は、入札実施上必要と認められるものに限り回答いたします。現地見学会の参加状況に関する問い合わせや単なる意見の表明等に対しては、回答いたしません。

7 入札保証金の納付

(1)納付すべき入札保証金の額は、「1 入札に付する事項」に記載の金額です。

入札参加にあたっては、上記の「納付すべき入札保証金の額」(「入札保証金の額」は 最低入札価格の5パーセント)を納付してください。

- (2) 箕面市所定の納入通知書を一般競争入札参加の申し込み手続き後に交付しますので、「4 スケジュール」のとおり納入通知書記載の金融機関で納付してください。
- ※三井住友銀行(箕面支店 箕面市役所出張所)以外の金融機関で納付をされますと、納付期限日までの納付確認が取れない場合がありますので、ご連絡させていただく場合があります。

8 入札参加申込み

- 一般競争入札に参加される方は、必要事項を記載した一般競争入札参加申込書を持参のう え、次の(1)から(4)により申し込んでください。
 - (1) 入札参加申込書の提出受付日時
 - ・「4 スケジュール」 のとおり
 - ・午前9時~午後5時 ※正午~午後0時45分を除く ※最終日は正午まで。
 - (2)受付場所

箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 本館2階 214番窓口 ※郵送等不可。上記受付場所に直接ご持参ください。

- (3)提出書類
 - ① 一般競争入札参加申込書
 - ② 住民票 1通

(法人の場合は全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1通)

- ③ 印鑑(登録)証明書 1通
- ④ 誓約書(「2 入札参加資格」の(1)から(3)までのいずれにも該当しない 者であることを誓約する書面)
- ⑤ 委任状(代理人により入札申し込みをする場合は必要です。ただし、入札参加法人の社員等の場合は、社員証等の掲示及びコピー提出、委任状の代理人欄に氏名・押印のみで可とします。)
- ※①④⑤は、箕面市ホームページの『令和5年度箕面市有地売り払いに伴う一般競争 入札実施要領』(以下「入札ホームページ」という。)内の様式関係からダウンロー ドしてください。
- (4) 申し込みにあたっての留意事項
 - ① 提出書類のうち、公的証明書は発行後3ヵ月以内のものに限ります。
 - ② 提出書類は、理由を問わず一切返却いたしません。
 - ③ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された

名義でのみ行います。

- ④ 一般競争入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加申し込みの 期間内に限って行うことができます。(取下書は自由書式です。)
- ⑤ 入札参加申し込み手続き後、入札書及び入札参加者証を交付します。入札参加者 証は入札書提出時と開札当日に必ずご持参ください。
- ⑥ 入札参加申し込み受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申し込みの受付を取り消します。
- ⑦ 入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切お答えできません。

3 その他

- (1) 入札に参加される方は、本要領の記載事項を熟知しておいてください。
- (2) 各種法令による土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者各自において、直接関係機関にご確認ください。
- ◇受付時に、入札保証金の納入通知書(箕面市所定)、入札書及び入札参加者証の交付を いたします。
- ◇入札書の提出受付は、当該入札参加申し込みをされた方に限ります。

9 入札方法

(1)入札書の提出受付日時

日程:「4 スケジュール」 のとおり

- ・午前9時から午後5時まで。(正午から午後0時45分を除きます。) ※<u>最終日は正午まで</u>の受付です。
- (2) 受付場所

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 本館 2 階 2 1 4 番窓口 ※郵送等不可。上記受付場所に直接ご持参ください。

- (3)入札書の提出
 - ① 持参するもの
 - i)入札参加者証(入札参加の申し込み受付時にお渡しいたします。)
 - ii)入札書(封書で期間内に提出してください。)
 - iii)入札保証金を納付した領収書の原本。
 - iv) 代理人の場合は、入札参加申し込み時の委任状に記載されている委任者であると確認が出来るもの。なお、入札する法人の社員の場合は社員証等。(入札参加申し込みでコピー提出した社員証等。)

(4)入札方法

- ① 入札申込者は、上記期間及び時間内に所定の入札書に必要な事項を記載・押印の うえ、封筒の表に「市有地一般競争入札書」と朱書のうえ密封をし、入札参加者 名を記載したものを1部提出してください。
- ② 入札書は、入札参加申し込み受付時にお渡しいたします。
- (5) 入札金額の表示

入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。

※金額頭部に「¥」を必ず記入してください。

(6)入札者の書き替え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書き替えや、引き替えまたは撤回をすることはできません。

(7)入札の失格

次のいずれかに該当する入札は、失格とします。

- ① 入札書に入札者の記名及び押印がない入札。
- ② 同一の入札について入札者またはその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- ③ 納付すべき入札保証金を納付しない者、またはその金額に不足がある者がした入札。
- ④ 同一の入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札。
- ⑤ 入札参加資格がない者がした入札。
- ⑥ 入札金額を訂正し、または記載事項の訂正をした場合において、訂正印のない 入札。
- ⑦ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、または判読できない入札。
- ⑧ 指定の日時までに提出しなかった入札。
- ⑨ 最低売却価格に達しない金額での入札。
- ⑩ 不正な行為を行った入札。
- ① その他入札の条件に違反した入札。
- (8) 入札の中止または延期

不正な行為が行われる恐れがあると認められる場合、または入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

10 開札

(1) 開札の日時・場所

日時:「4 スケジュール」のとおり

午後2時から(別館6階契約検査室前付近でお待ちください。)

※時間に余裕を持ってご来庁ください。

※開札は説明等終了後、直ちに行います。

場所:箕面市役所 別館6階 入札室

- ※開札時間前に指定の場所にご入室ください。
- ※開札場所には、参加申し込み1件につき2名まで入室できます。
- ※開札に欠席または遅刻した場合は、理由を問わず棄権とみなします。
- (2)提出書類等
- ① 持参するもの
 - i) 入札参加者証(入札参加の申し込み受付時に交付いたします。)
 - ii) 入札参加申し込み印鑑(代理人の場合は、委任状に押印されている代理人の方の印鑑をお持ちください。)
 - iii)入札保証金を納付した領収書の原本及び原本のコピー ※A4サイズの用紙にコピーをしたものを1部提出してください。
 - iv)請求書(入札保証金返還用) ※当入札ホームページ内の様式関係からダウンロードしてください。
- (3) 開札
- 開札の開始時間になりましたら、開札場所への入室を締め切ります。
- ② 開札には、本人または代理人が必ずご出席ください。入札参加者の立ち会いのもと で開札を行います。ただし、入札参加者(代理人)が開札に欠席または遅刻した場 合は、理由を問わず棄権とみなします。
- ③ 開札にかかる説明後、直ちに開札し、落札者を決定します。
- ④ 開札の結果について異議を申し立てることはできません。
- (4) 開札の中止または延期

不正な行為が行われる恐れがあると認められるとき、または開札の実施が困難となる 特別の事情が生じた場合は、開札を中止または延期することがあります。

(5) 落札者

落札者は、最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者とし、入札立会 者全員に氏名(法人名)及び落札金額を発表します。

(6) くじによる落札者の決定

上記(5)に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(7) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の個人・法人(法人の場合は名称も記載します。) の種別及び落札 金額を当入札ホームページ内で公表します。

11 入札保証金の返金

(1)入札保証金の返還

納付された入札保証金は、落札者の方を除き、開札終了後に提出される請求書により、

ご指定の銀行等口座に返還いたします。なお、返還する入札保証金に利息は付しません。 ※入札保証金の返還手続きは、概ね2週間程度かかります。予めご了承ください。

請求書の内容に不備がある場合、訂正(請求印が必要です。)もしくは再提出が必要となり、返還手続きが遅れますのでご留意ください。

なお、落札者の方は請求書の提出は不要です。

※落札者が納付された入札保証金は、売買代金の一部として充当します。

(2) 入札保証金等の帰属

落札者が指定された期日までに売買契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は箕面市に帰属します。

12 契約

(1)契約の締結

★本件契約は、箕面市議会による議決を効力発生条件とする停止条件付き契約です。

- ① 箕面市と落札者の契約締結は、「4 スケジュール」のとおり箕面市地域創造部地域活性化室において行います。また、当該物件の売り払いに伴う契約書の内容については、別紙(案)に契約者名、金額欄の追記を行うのみとします。なお、箕面市が認める場合については、この限りではありません。
- ② 契約は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。
- ③ 契約締結時には、下記のものをご持参ください。
 - i) 印鑑(登録印鑑) ※持ち出し不可の場合は協議となります。
 - ii) 収入印紙(売買代金に応じた額分)
- (2) 契約保証金
- ① 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。
- ② 落札者は、売買契約の締結と同時に売買代金の10パーセント以上の額の契約保証金を納付してください。(契約保証金の納付額は、納付済みの入札保証金を含めて売買代金の10パーセント以上となるよう落札者が決定します。)

契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

- ③ 落札者が売買契約上の義務を履行しないときは、落札者が納付した契約保証金は 箕面市に帰属します。
- (3) 契約費用および公租公課等
 - ① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。
 - ② 所有権の移転登記等に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。
 - ③ 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。
 - ④ その他の契約に要する費用は、落札者の負担となります。

13 売買代金の納付及び所有権の移転等

- (1)売買代金と契約保証金の差額を、「4 スケジュール」のとおりの日程に納付してく ださい。
- (2) 所有権は、売買代金完納後に移転します。

売買代金納付確認後、所有権移転の登記手続きを箕面市が行います。

所有権移転登記と同時に買戻特約の登記も行います。これらの登録免許税は落札者 の負担となります。

- ※登記に際して、必要な書類の提出をお願いします。
- ※登録免許税の納付書は、原本の提出をお願いします。
- (3) 買戻特約期間は、10年です。なお、市有地売却条件ガイドラインに基づき、売却条件を満たした内容で、都市計画法第29条第1項または第2項の規定による開発許可を受け、同法第36条第2項の規定に基づく検査済証が発行された場合は、買戻特約の 抹消登記を所有権者の負担で箕面市に申請することができます。
- (4) 落札物件は、所有権の移転登記完了後、現状有姿で引き渡しを行います。

14 その他留意事項

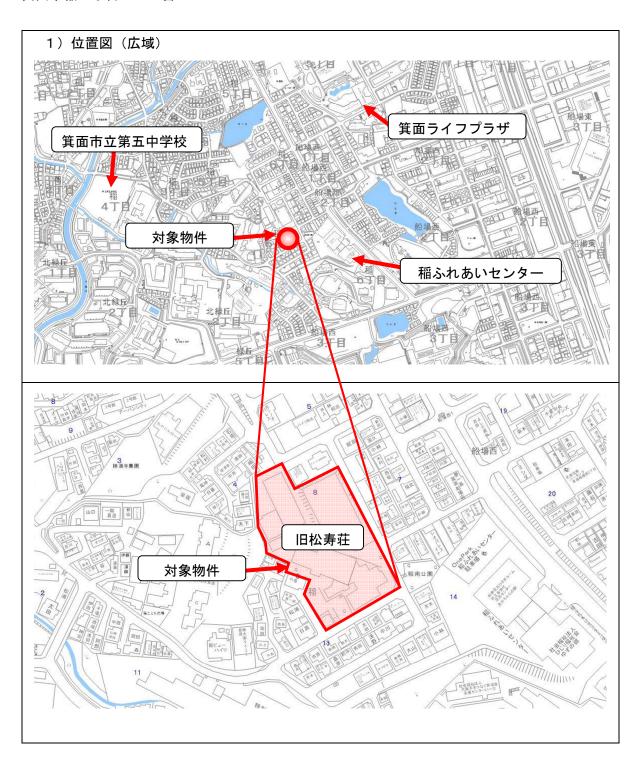
- (1) 本物件は、すべて現状有姿での引き渡しとなります。また、買い受けにあたっては、本要領をご参照のうえ、事前に現地にて、現況、近隣状況をご確認ください。なお、「15 売却物件詳細」は、入札参加希望者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加希望者ご自身において、最新の土地の利用制限等諸規制について調査、確認等を行ってください。
- (2) 物件には、建築物の他フェンス、擁壁、構造物や工作物、立木等があります。これらの改修、撤去処分は関係法令等を遵守のうえ買受人の負担において行ってください。
- (3) 本物件にかかる工事等を行う場合にあたっては、近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、事業の事前説明、工事着工前の工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建物の建設に起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、買受人の責任において対応してください。
- (4) 本物件の土壌汚染調査、地盤調査、埋設物調査は行っておりませんが、事前に把握 している土壌汚染はありません。
- (5) 各種擁壁の構造及び設置位置等については、関係法令及び条例等を遵守し、関係機 関等と協議のうえ、関係機関の指示に従ってください。
- (6) 開発行為にあたっては、関係法令及び関係地方公共団体の条例等について、買受人 において確認してください。
- (7) 売却物件に関する図面、各種資料等と現況が異なる場合は、現況が優先されます。

- (8) 各種供給処理施設(ガス・上下水道・電気等)の利用にあたっては、各供給管理者と十分協議のうえ、指示に従ってください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (9) 電話等の通信施設の利用にあたっては、各通信事業者と十分協議してください。 なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。 い。
- (10) 土地の現況や電柱、支線、街灯、ごみ置き場、その他施設の位置等を必ず現地で確認し、移設の可否等の取扱いについては設置者等にお問い合わせください。
- (11) 土地利用にあたり、道路改修工事が必要な場合は、道路管理者と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (12) 土地利用形態によって各種改良工事等が必要となる場合については、関係機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (13) 本物件の引渡し後、地中埋設物等隠れたる瑕疵が発見された場合、買受人の負担で これを処理してください。箕面市は契約不適合責任を一切負いません。
- (14) 本件契約において、契約締結後、箕面市議会の議決を得られなかったときは、契約 効力が発生しません。この場合、箕面市は落札者に入札保証金および契約保証金を返 金します。(利息等は付されません)。また、落札者は、契約締結等に要した費用等に ついて、箕面市に請求することはできません。

15 売却物件詳細

位置図

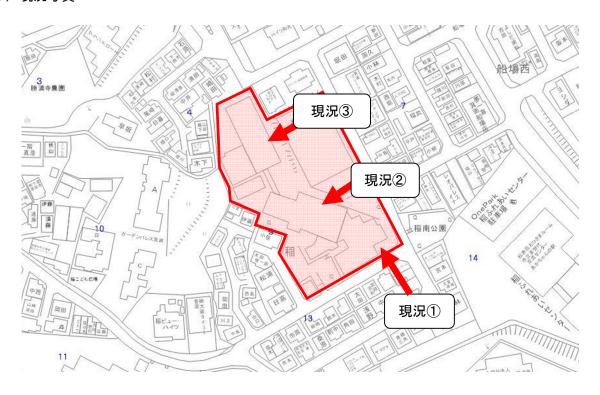
箕面市稲6丁目681番52



2)位置図(航空写真)



3) 現況写真



現況① 正門より建物を望む



現況② 駐車場より 建物を望む



現況③ 建物地下部分



			詳細	条件								
		箕面市稲6丁目681番52										
地目		宅地										
面積(公簿・実	!測)	7659. 25m²										
接する道路の)幅	北東側:幅員約6m市道										
		北西側:幅員約6m市道										
			南東側:幅員約6.5m市道									
			南西側:幅員約4.5m市道									
項目			#	訓限・条件	件・仕様等	等						
法令等に基づく			都市計画区域									
制限	都市	計画法	用途地域	第二種中高層住居専用地域								
			地区計画等	居住環境保全地区								
	宅地造成等規制		宅地造成等 宅地造成工事規制区域									
	法											
	景	観法		景観計画区域(その他)								
			建ぺい率	60%	容積率	2	200% (法定)					
	建築	基準法	高度地区	第三種高度地区(最高限度 12m)								
			道路の種類		第1号道路							
私道等の負担	私道負担の有無		無	道路	道路後退の有無							
供給処理施設の	種別		整備状況		3等							
状況	上水道		整備済	箕面市上下水道局								
	下	水道	整備済	_	箕面市上下水道局							
	7.	ゴス	整備済		大阪ガス(株)							
	電気等		整備済		関西電力(株)等							

既存建築物	名称	(旧)箕面市老人福祉センター松寿荘
	建築時期等	1972 年 9 月 18 日新築(建築確認受理日)
		1985 年 5 月 17 日増築(建築確認受理日)
		1986 年 9 月 9 日増築(建築確認受理日)
	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
	階数	地上2階、地下1階
	用途	老人福祉センター
	面積	敷地面積:7659. 25 ㎡
		延床面積:3213.87 m²

各種お問い合わせ先(要領配布・質疑受付・提出書類等受付)

•受付場所: 〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 地域活性化室(本館2階214番窓口)

TEL:072-724-6741(直通)

E-mail: kasseika@maple.city.minoh.lg.jp

https://www.city.minoh.lg.jp/business/nyuusatsu/r3/index.html

(箕面市ホームページ > 産業・まちづくり > 入札・契約 > 入札情報 >

令和5年度の入札・契約案件に掲載)

・受付時間:午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分は除く。)

※土日祝及び受付時間外は除く。(メール等の受信時間等も除く。)

- ・電話等または来庁時の口頭による質疑は受付いたしません。
- ・各種提出書類等には、必ず連絡先と担当者氏名の記載をお願いします。